

宣誓事項

宣誓事項における用語の意味は、宣誓事項に別段の定めがない限り、JCB が定める JCB キャッシュレス・消費者還元規定に従うものとします。

① キャンセルの場合等、補助金の交付に係る原因取引である信用販売または通信販売が消滅した場合に、ポイント等による消費者還元がなされないよう 当社および JCB を通じて一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「事務局」という）に当該事実を報告すること。

② 不当な取引の防止を適切に行うこと。

※不当な取引とは

- ・ 他人のカードを用いて決済をした結果として、自己または第三者が本制度による消費者還元を得ること
- ・ 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・ 商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本制度による消費者還元を受けるとのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・ 本制度の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・ 本制度の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本制度の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・ 本制度の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本制度における消費者還元に基づく利益を得させること

③ 加盟店に帰責する不当な取引によって、当社または JCB に損失が生じた際に、当社および JCB の損失額に相当する金額を 当社および JCB に支払うこと。

④ 本制度による消費者還元の対象となる取引においてキャンセルや返品が発生した場合に、当社および JCB の指示に従い、その旨を適切に申告すること。

⑤ 本制度に参加をしている加盟店であることが消費者にわかるポスター等の掲示を行うこと。

※ポスター等の提供依頼については、各加盟店が事務局所定の加盟店向けツール発送用ホームページ（2019年7月公開予定）より申請してください。受付・発送に時間を要する（目安 1 カ月程度）ため、十分に余裕をもってご申請ください。

⑥事務局が行う需要平準化対策効果やキャッシュレス化の推進状況等の調査等に協力すること。

以上